

て撥護せしめ、別に長行の日期を取りて詳題せしむ。該夷船に至りては、現に造報するに拠るに、七月二十三日に於て離駟登舟す。合併して声明す」等の由あり。

批を奉じたるに、詳の如く該国王世孫に移咨して知照せしめよ。並びに福防庁に飭令し、難番左代等九名を將て遣発せしめ、鎮に至れば閩安協と会同し、査驗して兵船を派撥し護送出洋せしめ、長行の日期を取具して詳報し、題するを請え。仍お督部堂の批示を候て。繳す。冊・結は存す、とあり。此れを奉ず。

合に就ちに移知すべし。此れが為に貴国王世孫に備咨す。請煩わくは査照して施行せんことを、等の因あり。国に到る。此れを准く。

前項の難夷の人数を將て分発して帰籍せしむるを除くの外、茲に貴司暨び兩院、仰ぎて皇上の柔遠の至意を体するを承く。難民を撫恤し故土に生還せしむるは、但だに難民の共に再造の鴻慈を戴くのみならず、即ち挙国も亦た感激して護るるなし。理として合に咨謝すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩わくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

嘉慶十一年（一八〇六）八月初七日

注*本文書は「九九一〇七」の咨覆である。

（1）点 校訂本は「照」だが、「九九一〇七」により「点」とした。

（2）舟 校訂本は「冊」だが、類例により「舟」とした。

2-101-15

世孫尚灝の、進貢のため耳目官楊克敦等を派遣するむねの符文（嘉慶十一《一八〇六》、八、七）

琉球国中山王世孫尚（灝）、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国は世々天朝の洪恩に沐す。会典に遵依して二年一貢なること、欽遵して案に在り。

茲に嘉慶十一年の進貢の期に当たれば、特に耳目官楊克敦・正議大夫梁邦弼・都通事蔡肇業等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百を過ぎざるの員名を率領し、海船二隻に坐駕し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、兩船に分載す。一船は礼字第一百八十四号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第一百八十五号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴きて聖禧を叩祝せんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に、王府の礼字第一百八十三号の半印勘合符文一道を給発し、都通事蔡肇業等に付し、

取執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の験実
に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得ること母からし
めよ。須らく符文に至るべき者なり。

計開

正使耳目官一員	楊克敦	人伴一十二名
副使正議大夫一員	梁邦弼	人伴一十二名
朝京都通事一員	蔡肇業	人伴七名
在船都通事二員	^① 梁淵 ^② 梁躬	人伴八名
在船使者四員	^③ 毛承順 ^④ 向邦楫 ^⑤ 武廷棟	人伴一十六名
存留通事一員	^⑥ 鄭克新	人伴六名
在船通事一員	^⑦ 金思明	人伴四名
管船火長・直庫四名	^⑧ 蔡世豪 ^⑨ 林家樟 慶賜福 昂永泰	
水梢共に一百二十名		

右の符文は都通事蔡肇業等に付し、此れを准けしむ

嘉慶十一年（一八〇六）八月初七日

注（一）梁淵 乾隆十〇嘉慶二十四年（一七四五〜一八一九）。久米村系
梁氏（古謝家）十三世。古謝親雲上。乾隆四十七年当座、嘉慶
十一年中議大夫、二十年正議大夫、二十二年申口座に陞る。乾
隆三十三年に読書習礼のため中国へ赴き、三十五年帰国。乾隆
四十五年総官、五十年に再び読書習礼のため中国へ赴き、中華
歌楽・雑戲などを学び五十三年に帰国。嘉慶十一年進貢頭号船
の大通事、嘉慶十八年接貢の大通事として中国へ渡る。嘉慶二

十年に美里間切古謝地頭職を授かる（『家譜（二）』八一六頁）。

（二）梁躬 乾隆九〇嘉慶二十四年（一七四四〜一八一九）。久米村
系梁氏（国吉家）十三世。国吉里之子親雲上。乾隆三十七年通
事、嘉慶二年中議大夫、十八年正議大夫、二十二年申口座に陞
る。乾隆六十年接貢の存留通事、嘉慶十一年進貢二号船の通事、
十七年進貢二号船の都通事を務めた。嘉慶十九年知念間切外間
地頭職を授かる（『家譜（二）』八〇五頁）。

（三）毛承順 嘉慶十一年進貢の在船使者。『宝案』ではほかに嘉慶
二十年接貢の在船使者として名がみえる（巻二一八）。

（四）向邦楫 嘉慶十一年進貢の在船使者。

（五）武廷棟 嘉慶十一年進貢の在船使者。『宝案』ではほかに嘉慶
十九年進貢の在船使者として名がみえる（巻二一六）。

（六）鄭克新 乾隆二十二〇道光二年（一七五七〜一八二二）。久米
村系鄭氏（宮城家）十六世。乾隆四十七年通事、嘉慶十二年
中議大夫、二十一年正議大夫、二十三年申口座、道光元年紫金大
夫に陞る。乾隆四十八年読書習礼のため中国へ赴き、五十三年
帰国。嘉慶十一年進貢の存留通事、十五年進貢の朝京都通事、
二十年接貢の大通事、二十三年進貢の正議大夫を務めた。嘉慶
七年父の跡を継ぎ南風原間切宮城地頭職、知行高四十石を授か
る（『家譜（二）』六四三頁）。

（七）金思明 乾隆二十五〇嘉慶二十五年（一七六〇〜一八一〇）。
久米村系金氏（目取真家）十三世。乾隆五十年通事、五十八年
都通事、嘉慶十三年中議大夫に陞る。乾隆四十七年読書習礼の
ため中国へ赴き、五十年帰国。嘉慶十一年進貢二号船の小通事
（在船通事）、二十一年護送船の大通事（都通事）を務めた。乾
隆五十八年父の家統を継ぎ大里間切目取真地頭職、知行高四十
石を授かる（『家譜（二）』二一九頁）。

（八）蔡世豪 嘉慶十一年進貢の管船火長。『宝案』ではほかに嘉慶

十三年冊封謝恩の王舅随帶通事として名が見える(卷一〇六)。
 (9) 林家樟 乾隆十六年(一七五二) 久米村系林氏(平安座家) 五世。乾隆四十五年通事、嘉慶十三年都通事、道光七年中議大夫、九年正議大夫、十六年申口銜に陞る。乾隆四十三年讀書習礼のため中国に赴き、四十七年帰国。嘉慶十一年進貢二号船の総官(管船火長)、二十五年進貢二号船の小通事(在船通事)を務めた(『家譜(二)』八七九頁)、『宝案』ではほかに道光十六年の結状に正議大夫として名がみえる(卷一六三)。

2-101-16

世孫尚灝の、進貢のため耳目官楊克敦等を派遣するむねの執照(頭号船)(嘉慶十一《一八〇六》、八、七)

琉球国中山王世孫尚(灝)、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国は世々天朝の洪恩に沐す。会典に遵依して二年一次なること、欽遵して案に在り。

茲に嘉慶十一年の貢期に当たれば、特に耳目官楊克敦・正議大夫梁邦弼・都通事蔡肇業等を遣わし、表咨を齎捧し、官伴・水梢共に二百を過ぎざるの員名を率領し、海船二隻に坐駕し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第一百八十四号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第一百八十五号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白

剛錫五百觔を装載す。前みて福建等处承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴きて聖禧を叩祝せんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第一百八十四号の半印勘合執照一道を給発し、存留通事鄭克新等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得ること母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

正使耳目官一員	楊克敦	人伴一十二名
副使正議大夫一員	梁邦弼	人伴一十二名
朝京都通事一員	蔡肇業	人伴七名
在船都通事一員	梁淵	人伴四名
在船使者二員	向元麟 毛承順	人伴八名
存留通事一員	鄭克新	人伴六名
管船火長・直庫二名	蔡世豪	慶賜福
水梢共に六十一名		

右の執照は存留通事鄭克新等に付し、此れを准けしむ

嘉慶十一年(一八〇六)八月初七日